

こ 放 第 1184 号
令和 2 年 2 月 28 日

放課後キッズクラブ

はまっ子ふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症対策のための学校一斉臨時休業中の対応について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その6＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。
厚生労働省の令和 2 年 2 月 27 日付の事務連絡及び本市の新型コロナウイルス感染症に関する学校の臨時休業に伴う対応を踏まえて、本市の対応方針をお知らせします。

1 一斉臨時休業期間中の放課後児童育成事業所における対応について

(1) 放課後キッズクラブ

(ア) 対象児童：区分 2 の登録児童のみ

(イ) 受入時間：学校の緊急受入れ時間終了後から 19 時まで

※今回の取扱いによって、区分 1 から区分 2 への利用区分の変更希望者が想定されますが、緊急的な事態のため、月途中での利用区分の変更を認めてください。

なお、留守家庭児童等であることの証明書の提出は、後日でも可能とします。（3 月 3 日からの受入れを優先）

※4 年生以上で、区分 2 に登録している児童は、放課後の時間（14 時 30 分）から受入れをしてください。

(2) はまっ子ふれあいスクール

(ア) 対象児童：学校が緊急受入れをする児童、かつ、留守家庭児童等であることが確認できる児童

(イ) 受入時間：学校の緊急受入れ時間終了後から 18 時まで（充実型は 19 時まで）

※留守家庭児童等であることの確認は、キッズクラブの区分 2 の登録時に提出する証明書と同様の確認を行うこととします。また、申込書は、別紙 1「横浜州市立小学校等の一斉臨時休業に係るはまっ子ふれあいスクール参加申込書」を使用してください。

なお、留守家庭児童等であることの証明書の提出は、後日でも可能とします。（3 月 3 日からの受入れを優先）

※4 年生以上で、留守家庭児童等であることが確認できる児童は、放課後の時間（14 時 30 分）から受入れをしてください。